

用語	読み方	概要
あ		
字	あざ	土地の番号を個々に設定するための最小区域（地番区域）。地番設定は、市・区・町・村・字の区分で行われるが、市区町村の行政区画で行う場合と、大字・小字若しくはこれに準ずる区域で行われる場合がある。
字限図	あざきりず	明治6年の地租改正条例の施行により作成された「野取絵図」及び明治18年に行われた地押調査により作成された「地押調査図」の別名で、「改租図」「字図」「分間図」等とも呼ばれている。
一筆地調査	いっぴつちちょうさ	土地所有者等の立会い等により、筆ごとの土地につき、その所有者、地番、地目及び境界に関して行う調査
閲覧	えつらん	地図（地籍図原図）及び簿冊（地籍簿案）を最終確認してもらうものであり、閲覧期間は20日間、場所は市役所等で行う。内容に誤りがあれば訂正を行う。
か		
合筆	ごうひつ、がっぴつ	隣り合う二筆以上の土地を合わせ、一つの地番にすること。地籍調査では合併という。隣接する土地との間で原則として同一条件（字・所有者・地目が同一）であればできる。基本的に若い地番へ合筆するが、宅地の場合は住所地番に合筆することができる。
基準点	きじゆんてん	位置の基準として設置されるもの。地図作成を含め、あらゆる測量は基準点の位置を基準として行われる。
境界	きょうかい	隣接する一筆の土地同士を区分した線。境界には公法上の境界（筆界）と私法上の境界（所有権界、占有界）があり、筆界は所有者同士の合意等によって変更することはできない。地籍調査事業では公法上の境界（筆界）を調査する。
境界杭	きょうかいぐい	隣接する土地間の境界を示す杭のことをいい、一筆地調査の基礎となるもの。
国土調査法	こくどちょうさほう	国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的に昭和26年6月に公布、施行された法律
公図	こうず	登記所に備え付けられているもので、土地の位置、形状及び地番を表示する機能を有する地図に準ずる図面で、その多くは明治時代初期の地租改正時に作成された地図が基となっている。
さ		
座標値	ざひょうち	測量において、現地との関連付けのため組まれた基盤の目の縦軸（X軸）、横軸（Y軸）の数値
先取特権	さきどりとっけん	法律で定められた特殊な債権について、債務者の財産または特定の動産・不動産から優先的に弁済を受けることのできる権利
質権	しちけん	債権者が担保のために引き渡しを受けた質を手元に留置して、弁済がない場合にその質によって優先的に弁済を受ける権利。（約束を履行するための保証として、または借金のかたとして預けるものを「質」という。）
図根点	ずこんてん	地図の作成を行う場合、地域全体での地図の精度を保持するため、地域全体にあらかじめ設置して位置と高さを測定した点で、測量の基準となる点
た		
地籍簿	ちせきぼ	地籍調査の成果の一つで、土地一筆ごとの所在地番、地目、地積、所有者等について記載した簿冊
地籍図	ちせきず	地籍調査の成果の一つで、土地一筆ごとの境界を高精度な測量技術を用いて正確に測量し、作成した地図
地籍測量	ちせきそくりょう	国土地理院が設置した基本三角点、電子基準点及び基準点や都道府県、市区町村等が設置した公共基準点を基にして、地籍図根点及び細部図根点を設置し、一筆地調査において確認・設置された筆界杭（境界杭）の位置の正確な座標値を求めるための測量
調査図素図	ちょうさずさず	登記所地図を複写し、地番、地目、所有権等を記載して作成した地図
長狭物調査	ちょうきょうぶつちょうさ	狭い延長状の土地である道路や河川、水路等を長狭物といい、その境界に関して行う調査
地目	ちもく	土地の用途による分類のことをいい、不動産登記事務取扱手続準則でその分類項目が規定されている。
地番	ちばん	法務局（登記所）が定める土地の番号（不動産登記法第35条）
地図に準ずる図面	ちずにじゆんずるずめん	不動産登記法第14条第1項地図が備えられていない地域について、同法第14条第4項で指定されている地図で、この図面を公図という。現地とは完全には符合しない。
地役権	ちえきけん	自己の土地の便益のために他人の土地を利用する権利。たとえば、自己の土地と公道との間にある他人の土地を通行するための地役権、他人の土地を通して自己の土地に川の水や水道を引くための地役権、自己の土地の採光を確保するため隣地に一定の高さをこえる建物を建てさせないための地役権など種々考えられる。
地上権	ちじょうけん	建物や工作物を所有する目的で他人の土地を所有できる権利。地代を支払う義務はあるが、地主に断ることなく自由に売買したり、また貸しや建て替えが可能。
抵当権	ていとうけん	金融機関等が不動産を担保に融資するときに設定する担保権のこと。借り手が返済できなくなった場合に、抵当権を実行して任意処分や競売などによって債権を回収する。
登記所	とうきしよ	土地などの登記事務をつかさどる国の行政機関
登記簿	とうきぼ	不動産に関する権利関係及び不動産の現況を公示することを目的とする国家の帳簿。登記簿を構成する登記用紙は、一筆の土地又は一個の建物ごとに原則として、一登記用紙が設けられ、表題部・甲区・乙区に分けられている。
な		
認証	にんしょう	地図及び簿冊が全国統一的な基準により作成され、一定限度以上の精度と正確性を有していることを公の機関が証明すること。市が実施する地籍調査においては県が認証する。
は		
筆	ひつ、ふで	土地を数える単位で、所有権等を明確にするために、人為的に分けた土地区画。登記所では、一筆ごとに登記され、土地取引の基準となっている。
筆界	ひつかい、ふでかい	表題登記のされている一筆の土地の境界のことで、法的には個々の土地を区画する公法上の区分をされている線をいう。
分筆	ぶんびつ	一筆の土地を二筆以上に分けることで、地籍調査では分割という。分筆後の新しくできた土地には新たな地番が付される。